第３回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和５年９月２５日　　１８：００～１８：３４
場　所　　役場庁舎　会議室２
出席委員（承認印）

１番 垉田	２番 八田	３番 佐藤	４番 内田	５番 大島	６番 鈴木	７番 山口
８番 水崎	９番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：大島委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

６番　　鈴木委員
７番　　山口委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）９月の業務報告について
（３）１０月の業務予定について
（４）あっせん報告について
（５）農地所有適格法人報告書の受理について

４　議案
第１号　合意解約通知の成立状況の確認について
第２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第３号　職権による登記地目変更について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　１０月２５日（水）午後６時００分から
（２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第３回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願いいたします。礼。お座りください。 本日、大島委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 それではこれより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	今日は大変ご苦労様でございます。 それではさっそく総会を始めていきたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ５番大島さんが欠席でありますので、 ６番　鈴木委員、７番　山口委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について こちらからはございません。 皆さんの方から何かございますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それでは、（２）９月の業務報告 及び （３）１０月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）９月の業務報告についてです。 ４日から１２日の間で議会定例会がありまして、会長に出席していただいています。農業委員会への質問は特にありませんでした。 １４日に常盤と、南常盤での賃貸借のあっせん委員会を開催しており、後ほど報告させていただきます。 次に（３）１０月の業務予定についてですが、 記載ないですけども、１０月１日、札幌・中札内村ふるさと会がありまして会長に出席していただきます。 下旬に総会を予定しております。 以上でございます。
議長	続きまして、（４）あっせん報告について、及び（５）農地所有適格法人報告書の受理について、事務局から説明願います。
事務局長	【あっせん報告について朗読説明】 続きまして、議案６ページ下段をご覧ください。 （５）農地所有適格法人報告書の受理についてですが、

	農地法第６条第１項で報告が義務付けられており、記載にあります３７法人、すべての法人から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。 いずれも書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 報告は以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に議案の審議に移ります。 議案第１号　合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号１番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 続きまして、合意解約の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号２番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号２番について､承認決定することに異議ありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号２番は、原案どおり可決決定されました。 続きまして、合意解約の番号３番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号３番について朗読説明】 本案件につきましては､書類等の不備はなく､農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号３番について､承認決定することに異議ありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号３番は、原案どおり可決決定されました。 議案第２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、 売買の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　売買番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは､売買の番号１番について､質疑を受けたいと思います｡質疑はありませんか。
委員	（｢ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。

	番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 続きまして、売買の番号２番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　売買番号２番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号２番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号２番について朗読説明】

議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号２番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号３番については、 加茂委員が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （加茂委員・退席）
議長	会議を再開いたします。番号３番について説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号３番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （加茂委員・着席）
議長	会議を再開いたします。 続いて、賃貸借の番号４番について、事務局から説明願います。

事務局	【議案第２号　賃貸借番号４番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号４番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号４番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号４番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号５番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号５番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号５番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号５番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号５番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号６番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号６番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号６番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号６番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号６番は原案どおり可決されました。 続いて、賃貸借の番号７番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　賃貸借番号７番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、賃貸借の番号７番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号７番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号７番は原案どおり可決されました。 次に、議案第３号　職権による登記地目変更願について 番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第３号　番号１番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 ９番　柴田委員　何か補足などありませんか。
柴田委員	現地を確認致しましたら、畑になっているのを確認しております。
議長	ありがとうございます。 １２番　濱野委員　何か補足などありませんか。
濱野委員	ございません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。

	質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）農地のあっせん　売買番号１番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ７番　山口委員、９番　柴田委員、１１番　水崎勝秀委員、１２番　濱野委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 続いて、賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）農地のあっせん　賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。

	それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ６番　鈴木委員、８番　水崎保好委員、１１番　水崎勝秀委員、１３番　私、出羽を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 続いて、農地のあっせんの更新分について、事務局から説明願います。
事務局長	議案２９ページから３９ページまで､賃貸借の案件３１件を掲載しております。 今回のすべての案件は、新規ではなく、利用集積計画の賃貸借の更新の案件となっております。農地法３条の賃貸借は自動更新ですが、利用集積計画の場合は設定した終期、契約期限で一旦契約が終了し、再度利用集積計画を改めて設定することになります。 今回更新しようとする案件は、今年の１２月３１日までの終期、契約が一旦終了します。そのため、６月に農地所有者に対して来年１月以降の意向調査を実施し、再度貸したいと申し出のあった案件となっております。
議長	ただいま説明がありました。 皆さんから何かございますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	それでは、更新分の農地あっせんについての協議を終わります。 次に協議事項（２）その他については、事務局からはないようです。 皆さんから何かございますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。

事務局長	次回の総会ですが、１０月２５日（水）午後６時から、役場庁舎でお願いいたします。
議長	次回の総会は、１０月２５日水曜日の午後６時からということで、開催場所は、役場庁舎でお願いいたします。 １０月はもうクールビズが終わりますので、ネクタイをよろしくお願いしたいと思います。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	農業委員会だより９月号が出来上がりました。 お忙しいところ恐縮ですが、封筒に配付先の一覧表を同封しておりますので、担当地区の農業者のみなさんへの配付をお願いします。 できるだけ自分の所の行政区に配付していただきたいとは思っているんですけれども、どうしても配付の数とか地区の委員さんの割り当ての関係で、住んでいる行政区ではない所へ配付していただく委員さんもいます。もし調整してほしい方がいましたら後ほど言っていただきたいと思います。 今、お忙しい時期ですのですぐでなくてもいいです、お時間ができたときにでも配付していただけたらなと思いますのでよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	その他　皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第３回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１８時３４分閉会）